

# 都市計画概要 2013

## 第2編 名古屋の都市計画の現況

### 第5章 その他の都市施設の計画

- 5-1 上水道
- 5-2 下水道
- 5-3 ごみ焼却場、ごみ処理場
- 5-4 運河
- 5-5 学校
- 5-6 市場
- 5-7 と畜場
- 5-8 火葬場
- 5-9 一団地の住宅施設
- 5-10 一団地の官公庁施設
- 5-11 流通業務団地

### 5-1 上水道

水は、日常生活に 1 日として欠かすことができないばかりでなく、産業の発展にも不可欠の要素をもっている。

本市に近代的な水道をという声は、明治 22 年 10 月の市制施行以後、鉄道、港湾の整備が進む中、商工都市としての発展の機運とともに起こってきた。特に明治 24 年の濃尾地震や井戸水の汚染の広がりなどにより、その声は一段と強まってきた。

こうした社会的要請を受け、本市の水道について、明治 26 年にイギリス人バルトン氏に調査を委嘱した。しかし、この計画は、財政事情などにより見送られ、明治 35 年、愛知県技師上田敏郎氏に計画を依頼し、幾多の技術的、経済的困難を克服して明治 43 年に創設工事に着手し、大正 3 年 9 月に給水を開始した。その後は市勢の発展とともに数次の拡張工事を重ねてきた。

昭和 10 年代の第二次世界大戦では、本市水道の 80% が漏水し、インフレも重なって財政的窮乏をもたらしたが、昭和 20 年の終戦後、本市はいち早く水道施設の復旧、漏水防止などに立ち上がった。

昭和 30 年代以降の都市への人口集中と生活様式の近代化により、水需要は増加の一途をたどった。本市においては、それに対応して相次ぐ拡張計画を立て、積極的に事業を進めてきた。昭和 58 年度に第 8 期拡張工事第 1 次工事が終了し、1 日の最大給水能力は 1,424,000 m<sup>3</sup> となり、当面の水需要には対応できるものとなっている。

また、経年劣化した施設の更新整備とともに、地震災害時等における施設の安全性を図るための事業を昭和 53 年度から実施しており、平成 23 年度からは、5 カ年の第 3 次水道基幹施設整備事業を策定し、これに従い整備を進めている。

本市の水道事業は、平成 26 年に給水開始 100 年を迎え、現在では、基幹施設や管路の多くが更新対象となる大量更新の時代を迎えている。「量の確保」、「質の向上」といった水道事業に対するニーズに応えることをベースとしつつ「環境保全への取り組み」、「地震・事故対策」、「安全性・おいしさの追求」といった新たなニーズにも対応できる水道を『高水準水道システム』と定義し、老朽化に伴う施設の更新に合わせ、「水道システムの再構築」を行っているところである。



図 2-5-1 名古屋水道主要施設

## 5-2 下水道

### (1) 公共下水道

本市の地勢は、東部丘陵地を除くとおおむね平坦であり、西部から南部にかけては低湿地帯が続いている。このような地勢において、排水を良くし、市民の生活環境向上のために、古くから下水道の布設が望まれていた。

最初の下水道計画は、上水道と同じく明治 26 年にイギリス人バルトン氏により立てられたが市の財政上実施されず、明治 33 年の下水道法の公布、明治 41 年の主務大臣の認可と国庫補助の指令を得て着工することになった。

その後は順調に工事を進め、大正元年 11 月に初の供用開始の告示を行い、大正 12 年には着工以来 15 年の歳月を費やした創設工事が竣工した。次いで昭和 2 年、下水処理場の築造計画が成り、昭和 5 年から 9 年までに堀留、熱田、露橋、伝馬町の各下水処理場を築造し、昭和 7 年には天白汚泥処理場を建設して、一応の整備を完了した。

しかし、第二次世界大戦によって都心部が灰じんに帰したことから、本市は大規模な戦災復興計画の策定によって下水道復興に着手するとともに、昭和 28 年には新たに 4 流域に下水道を整備する大規模な拡張計画「四流域下水道整備 15 カ年計画」を策定し、積極的に整備を進めてきた。また、昭和 38 年からは生活環境改善施設としての下水道整備の緊急性から、国の下水道整備五箇年計画に呼応して整備計画を策定し事業を推進してきた。この五箇年計画は第 8 次計画(平成 8 年度～平成 12 年度)まで

実施されており、以降も順次拡張整備が進められている。

また、拡張整備だけでなく老朽化・地震対策の重要性も増しており、適切な維持管理による効果的な改築を進めていく必要がある。

更に、下水道に求められる役割は整備当初に比べ増しており、浸水対策の充実、合流式下水道の改善や高度処理の導入による快適な水環境の創造、汚泥や処理水の有効利用などの環境面に配慮した事業実施などが進められている。公共下水道は、現在、排水区域面積が雨水で約 28,380ha、汚水で 28,534ha、下水管きよ 30 幹線、ポンプ施設 45 か所及び処理施設 17 か所を都市計画決定している。

今後も都市において大きな役割を占める下水道の役割を認識しながら、循環型社会における重要な都市基盤施設である下水道を整備していく必要がある。

### (2) 都市下水路

都市下水路は、主として市周辺部の市街化の著しい地域における浸水を防ぎ、排水を良好にして生活環境を整備するための施設である。

本市においては、昭和 33 年 3 月、中井排水路が都市下水路の第 1 号として計画され、逐次排水区を追加し整備を進めてきた。その後、公共下水道の整備計画の進展に伴い、公共下水道に切り替わったものもあるが、現在、排水区域面積約 1,295ha、下水管きよ 1 幹線及びポンプ施設 5 か所が都市計画決定されており整備は完了している。

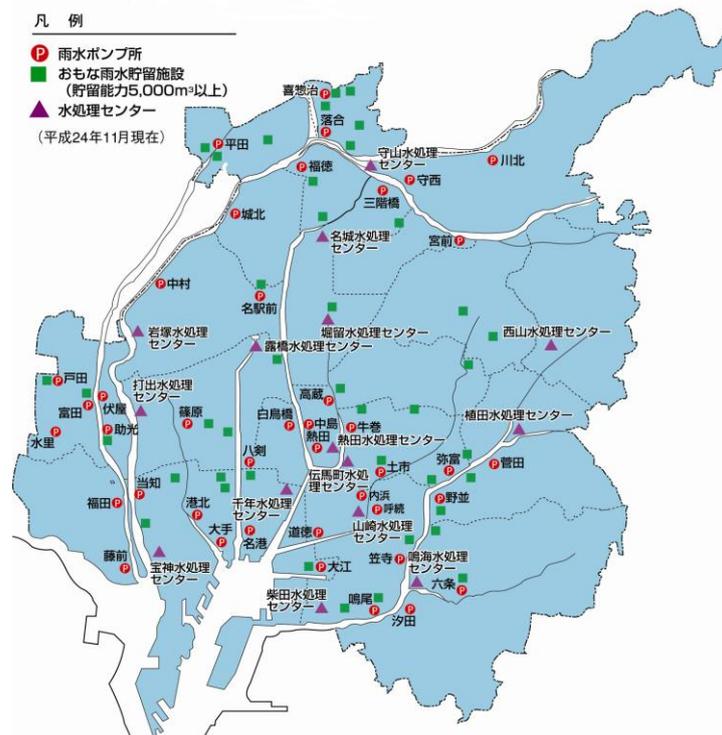


図 2-5-2 下水道施設位置図

### 5-3 ごみ焼却場、ごみ処理場

本市では、平成20年5月に「第4次一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「ごみも資源も、減らす、生かす」という視点で、循環型社会を実現するために3R（Reduce 発生抑制・Reuse 再使用・Recycle 再生利用）の取り組みを進めている。その上で発生するごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため適正に処理することとしている。ごみ処理は、愛知県の広域化計画で本市、あま市（旧甚目寺町区域）、清須市、北名古屋市及び豊山町が名古屋ブロックとして指定され、本市の施設で市外のごみを含め処理を行っている。

ごみ焼却場やごみ処理場は、原則として都市施設として都市計画決定するか、特定行政庁（本市の場合市長）の許可を受けて建築することとなっている。現在は都市計画決定された南陽、猪子石、五条川（あま市、清須市決定）、鳴海の4工場で可燃ごみの焼却・溶融処理を行い、余熱は発電及び温水プールなどに利用している。鳴海工場では平成15年7月にごみ焼却場からごみ処理場へと都市計画変更を行ったのちに改築し、焼却灰や破碎不燃物を溶融処理し再資源化を図るとともに埋立処分量を削減している。

今後、ごみ処理施設の整備計画に則り、北名古屋市内に建設する北名古屋工場（仮称）（北名古屋市決定）の手続きとともに、建築基準法の許可を受けている富田工場（休止中）の設備更新のための手続きを進め、将来的に南陽工場を規模縮小し各施設を平準化することで、地域バランスの確保と災害リスクの分散化を図る。

一方、大江破碎工場及び港リサイクルセンター（港資源選別センター）は都市計画決定された施設であり、大江破碎工場では不燃ごみ・粗大ごみを破碎し、可燃物、不燃物、鉄・アルミなどに選別したうえ可燃物及び不燃物は焼却・溶融処理し、鉄・アルミはリサイクルしている。港リサイクルセンター（港資源選別センター）では、空きびん・空き缶を選別している。

### 5-4 運河

本市の運河計画は、大正13年6月に都市計画決定されたが、この計画は、名古屋港と鉄道との連絡及び後背地産業の発展を図ることを目的としたもので、中川運河、荒子川運河、山崎川運河、大江川運河の4運河に在来の堀川を加えた五大幹線及びこれらを相互に連絡する支線

を加えた一大運河網を形成しようとするものであった。

特に中川運河は、規模、立地条件から最重要なものとして最初に開削され、昭和5年の供用開始以来、名古屋の経済・産業の発展に大きく寄与してきた。

荒子川運河は、昭和28年10月以来5回にわたって縮小変更され、昭和54年3月には、すでに供用が開始されていた中川運河との連絡運河を中川運河の支線として変更し、他は廃止された。また、大江川運河は昭和27年9月に、山崎川運河は昭和54年3月に廃止された。

現在の都市計画運河は、中川運河に係る5区間、延長9.5kmのみとなっている。

### 5-5 学校

名古屋大学は、昭和14年に名古屋帝国大学として創設され、医学部、理工学部が設けられた。その後、昭和22年に名古屋大学と改称され、昭和24年に国立大学設置法が公布されたことにより、既設の学部のほかに文、法、経済、教育、理、農の各学部及び教養部が順次設置され、大学院等も附設され、総合大学となった。

これらの各学部は市内外に分散していたが、医学部を除く他の学部を集結し、総合大学の十分な運営を図るため、昭和29年11月に学校として都市計画決定した。その後、昭和34年3月に情勢の変化により区域を縮小し、土地の高度利用による施設の構造、配置を変更した。

現在は、医学部を除く学部及びその他の主な附属機関が集められているが、大学としてさらなる土地の高度利用と都市機能の増進を図るため再開発等促進区を定める地区計画の決定手続きに併せ、学校として土地利用する区域の整理を行う変更を行う予定である。

### 5-6 市場

昭和27年9月、市内の既設市場の老朽化、生鮮食品需要の急増により、市場施設の急速な整備が要望されたことから、名古屋北部の野菜生産地を控えた交通の要衝にある地区に、名古屋市中央卸売市場北分場を都市計画決定した。昭和37年12月には、昭和24年に開設された名古屋市中央卸売市場本場も、生鮮食料品の円滑な流通を図るため大幅な増改築を行い、都市計画決定した。あわせて北分場の名称変更（名古屋市中央卸売市場枇杷島市場と変更）を行い、昭和52年1月には、名古屋市中央卸売市場北部市場の都市計画決定（西春日井郡豊山町内に決

定)、昭和 59 年 8 月には枇杷島市場を廃止し、平成 6 年 8 月には、名古屋市中央卸売市場本場の区域変更を行った。平成 15 年 9 月には、食肉の中核市場として名古屋市中央卸売市場高畑市場（建築基準法の許可）を船見ふ頭の名古屋市中央卸売市場南部市場へ移転拡張する都市計画変更を名古屋市と畜場の決定と併せて行った。

これらの市場は、卸売市場法及び名古屋市中央卸売市場業務条例に基づき、生鮮食料品などの円滑な流通と安定した供給を確保することにより市民生活を安定・向上させるため開設されている。市場が時代に適応した役割を担い、円滑な運営を確保するように、国が定める中央卸売市場整備計画に基づいて、施設の整備・更新に取り組んでいる。

### 5-7 と畜場

名古屋市中央卸売市場高畑市場（昭和 33 年開場）及び名古屋市と畜場（昭和 6 年開場）は、開場以来名古屋圏における食肉の拠点市場としての役割を果たしてきた。この間、食肉需要の増大や衛生管理要求に対応してきたが、限られた敷地で周囲に拡張する余地もなく、より一層安全で衛生的な食肉の供給という社会的要請に則り、流通環境の変化への対応や、環境面の向上、より衛生的な施設整備等の実現のため、平成 15 年 9 月に、既存のと畜場（建築基準法の許可）を、交通条件や敷地条件等の優れた船見ふ頭に移転拡張すべく、流通機構上の合理性などのため南部市場に併設する形で都市計画決定した。

### 5-8 火葬場

本市では、現在、八事斎場（建築基準法の許可）の 1 か所で市民の火葬需要に対応しているが、高齢者人口の増加に伴う将来火葬需要の増加及び大規模災害等不測の事態への対応が必要であることから、周辺環境への配慮を図りながら平成 19 年 8 月に、港区東茶屋三丁目に名古屋市第 2 斎場を都市計画決定し、整備を進めている。

### 5-9 一団地の住宅施設

一団地の住宅施設は、住宅不足の解消に資し、都市の総合的な土地利用計画に基づき、良好な居住環境を有する住宅とその居住者の生活の利便の増進のため必要な施設の総合的整備を図り、都市における適切な居住機能の

確保及び都市機能の増進を目的として定められた。

本市においては、昭和 33 年 3 月に決定した星ヶ丘住宅をはじめ 17 団地、約 13,000 戸が昭和 43 年までに都市計画決定されてきた。しかし、建築物の老朽化等により建替えの必要性が生じているなど、社会・経済状況の変化により、現状の規制内容が実態に合わなくなってきており、平田・星ヶ丘・虹ヶ丘西・虹ヶ丘中・虹ヶ丘東・虹ヶ丘南・平針・猪高 11 号・大廻間の 9 団地については、建替えにあわせて、一団地の住宅施設としての都市計画を変更または廃止し、地区計画（住宅地高度利用地区計画及び再開発等促進区を定める地区計画を含む）の都市計画決定を行っている。

### 5-10 一団地の官公庁施設

現在、名古屋城と外堀に挟まれた一帯は、市役所、県庁をはじめ国の機関等が集中し、古くから行政の中心地としての重要な地区となっている。そこで、地方公共団体や国の機関の建築物及びこれに付帯する施設をそれぞれ機能的に集中配置し、一団地として総合的に計画することにより、行政の能率化と住民の利便、建築物の不燃化及び土地の高度利用を図るとともに、都市を象徴する官公庁施設地区となるよう、昭和 34 年 10 月に名城郭内団地を一団地の官公庁施設として都市計画決定した。

その後、昭和 39 年 3 月に都市計画道路の変更に伴う変更、さらに昭和 62 年 12 月の都市計画公園の変更に伴う変更を経て、現在の区域面積は約 19.7ha となっている。

団地内は、その実情及び将来を考慮して、建ぺい率 35% 以下、容積率 100% 以上とし、壁面の位置を前面道路から 15m（一部 10m）以上後退させることなどを定め、広いオープンスペースを確保している。

また、建築物の高さは、都市景観に寄与する観点から、幅員 50m 以上の道路に面する建物は 12m 以上、幅員 50m 未満の道路に面する建物は 9m 以上としている。



図 2-5-3 都市施設位置図

### 5-11 流通業務団地

#### (1) 西部流通業務地区

本市では、年々増加する物資の需要に伴い、都市部への各種業務施設の無秩序な立地、施設混在や交通渋滞などによる都市環境の悪化や流通機能の低効率化の傾向がみられ、その対策のひとつとして、昭和47年9月、経済企画庁長官、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣（当時）の協議により、「名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」が定められた。

その概要は次のとおりである。

- ・ 今後新設される流通業務施設及び既成市街地から移転する施設を集約的に立地させるため、流通業務地区を整備する。
- ・ 当面整備する流通業務地区の数は、既成市街地の外周に3か所とし、1か所当たりおおむね100haとする。
- ・ 流通業務地区内の施設として、トラックターミナル、倉庫、コンテナデポ、荷さばき場及び道路貨物運送業、貨物運送取扱業、倉庫業又は卸売業の事務所又は店舗その他を設ける。

この方針により、市の西南部、港区内に昭和54年3月、西部流通業務地区（約96.3ha）が都市計画決定された。

この地区は、都心より9kmほどの位置にあり、四日市方面からの玄関口として中央部を名四国道が貫き、さら

に西方1.5kmに名古屋環状2号線が計画、整備されている。

地区内では、流通業務市街地の整備に関する法律第5条に定める施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場等）のほかは建設できない。

#### (2) 藤前流通業務団地

前述の「名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」に基づき、都心部への流通業務関連施設の過度な集中による流通機能の低下や自動車交通の渋滞への解決策として、昭和54年3月、西部流通業務地区の中に藤前流通業務団地（施行区域54.9ha）が都市計画決定された。

団地内では、トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場など、流通業務市街地の整備に関する法律で定める施設等を適正に配置することにより、流通業務活動の向上と円滑化を図り、名古屋市の西部物流拠点として流通業務市街地の形成を図っている。

##### ① 事業のあらまし

ア 位置	名古屋市港区藤前二丁目、藤前三丁目、藤前四丁目、藤前五丁目地内
イ 規模	約54.9ha
ウ 施行者	名古屋市
エ 事業期間	昭和47年度～60年度
オ 事業の名称	藤前流通業務団地造成事業

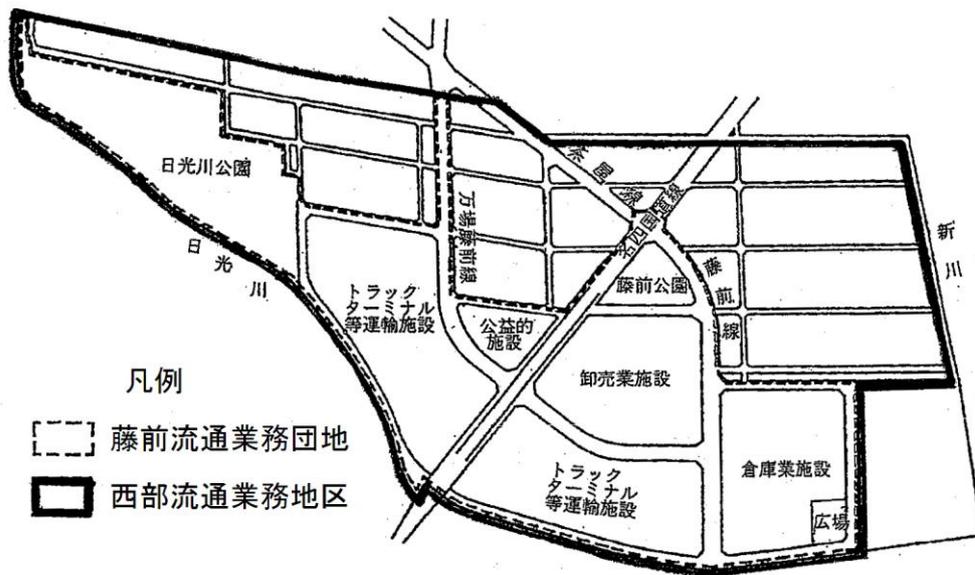


図2-5-4 藤前流通業務団地

② 事業の経緯

- 昭和 41 年 7 月 流通業務市街地の整備に関する法律の制定
- 昭和 47 年 9 月 「名古屋市についての流通業務施設の整備に関する基本方針」決定
- 昭和 52 年 12 月 藤前流通業務団地造成工事着手
- 昭和 54 年 3 月 都市計画西部流通業務地区、藤前流通業務団地の都市計画決定
- 昭和 54 年 9 月 都市計画藤前流通業務団地の事業認可
- 昭和 61 年 3 月 用地最終処分
- 平成 16 年 3 月 都市計画変更

③ 団地内施設の建築規制

団地内では、施設の種類の定められた街区ごとに、表 2-5-5 のような建築の規制がかけられている。

表 2-5-5 団地内施設の建築規制

事項 施設	建ぺい率	容積率	壁面の位置の制限
トラックターミナル等運輸施設	60%	200%	名四国道線沿線 10m 団地境界北側 5
倉庫業施設	60	200	団地境界北側 5
卸売業施設	60	200	名四国道線沿線 10
公益的施設	60	300	団地境界北側 5

④ 造成敷地の整備

藤前地区は東西を新川、日光川、南側を伊勢湾に囲まれた軟弱な沖積低地帯に位置し、低地及び軟弱な地盤対策として盛土（サーチャージ工法、動圧密工法）により造成敷地の整備を行った。

⑤ 公共施設

団地内外の公共施設は、表 2-5-6 のとおりである。

表 2-5-6 公共施設

団地内の公共施設	道路	名四国道線と万場藤前線は立体交差し、団地と名四国道線との相互乗入れがランプウェイを利用して可能 { 名四国道線（幅員 37～50.75m） 万場藤前線（幅員 30m） 藤前線（幅員 30m） 団地内区画街路（幅員 15m を適宜配置）
	公園	団地の西と北に計約 11.0ha の緑あふれる公園を整備 日光川公園（約 9.6ha） 藤前公園（約 1.4ha）
	その他	{ 上下水・・・名古屋市上下水道局 ガス・・・東邦瓦斯株式会社 電気・・・中部電力株式会社
	その他公共施設	広場（約 0.5ha）
団地外の公共施設	道路	団地から西へ約 1.5km の地点に名古屋環状 2 号線が計画されており、名四国道線、茶屋線により連絡される 名古屋環状 2 号線（幅員 60m、一部施工中） 茶屋線（幅員 25m）
	ポンプ所	藤前地区の雨水を集めて新川に排水する （藤前ポンプ所、最大排水量 6 トン/秒）